

# 「竹寺俱楽部」規約

宗教法人 地蔵院

京都府京都市西京区山田北ノ町23番地

## 第1条 (所在地)

第1項 竹寺俱楽部(以下本会という)はその所在地を宗教法人地蔵院(京都府京都市西京区山田北ノ町23番地)に置く

第2項 本会事務所は、宗教法人地蔵院(以下当院という)寺務所内に置く

## 第2条 (管理・運営)

本会の管理・運営は当院が当たる

## 第3条 (目的)

当院と当院信徒との絆を深めることを目的とする

## 第4条 (入会資格)

第1項 本会に入会する人は第4条第2項～第10項の条件に同意する人でなければならない

第2項 当院本尊地蔵菩薩をはじめとする当院に祀られている全ての神仏を敬うこと

第3項 当院墓地に埋葬されている諸霊を大切に思うこと

第4項 当院の自然環境を愛し大切にすること

第5項 当院の歴史的文化的価値を尊ぶこと

第6項 当院住職および寺族と仲良くできること

第7項 当院および本会会員や当院参拝者に迷惑行為をしないこと

第8項 日本国籍を有すること(永年会員のみ)

第9項 会員は入会時と更新時に当院に細則に定める金額の布施を行うこと  
(頻度と口数の上限はない) 合同墓申込みの会員については別途定める通りとする

第10項 申込書および国籍がわかる書類を提出したうえで 当院役員会に  
於いて当院の信徒として承認されること

## 第5条 (資格の更新)

会員資格の有効期限は一年であり 当院役員会の承認を得て 更新  
できる

## 第6条 (資格の喪失)

第1項 当院は 会員が本会会員として不適切と認めた場合 いつでも除名  
することができる その際 布施の返還はしない

- 第2項 会員は 第6条第3項に該当しない場合 いつでも本会を退会することができる その際 布施の返還はしない
- 第3項 当院墓地に生前予約している会員は退会すると墓地使用権利も失われる その際 申込冥加料の返還はしない
- 第4項 当院墓地に納骨されている場合 会員は退会することはできるが合祀の為 遺骨の返還はできない

#### 第7条 (会員特典)

会員のみが参加できる法要や行事の詳細は細則に定める

#### 第8条 (規約の改定)

当院は本規約を必要に応じて改定できる

令和元年11月1日施行  
令和5年2月1日改訂  
令和5年8月1日名称変更